

京都市告示第 148号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき，平成15年12月17日付けで認可した熊田区民の会の代表者変更の届出，平成16年1月13日付けで認可した勸修寺労住自治会の主たる事務所の所在地及び代表者変更の届出があったので，同条第10項の規定により，次のとおり告示します。

平成26年5月20日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 主たる事務所の所在地

	変更前	変更後
勸修寺労住自治会	京都市山科区勸修寺柴山 8番地の5	京都市山科区勸修寺堂田 80番地の10

2 代表者の氏名

	変更前	変更後
熊田区民の会	岡山 雅亮	樫木 勇
勸修寺労住自治会	青山 重二	中川 道之助

3 代表者の住所

	変更前	変更後
熊田区民の会	京都市右京区京北熊田町 坊ノシタ13番地1	京都市右京区京北熊田町 深毛5番地の1
勸修寺労住自治会	京都市山科区勸修寺柴山 8番地の5	京都市山科区勸修寺堂田 80番地の10

(文化市民局地域自治推進室)